

令和2年度第4回三次市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和2年7月6日(月)午後1時24分から午後2時40分

2. 開催場所 三次市役所 601会議室

3. 出席委員(10人)

1番 有重 貢	2番 池本 秀雄	4番 大前 万寿美	6番 河本 研二
8番 寺重 茂晴	11番 林 敏明	13番 廣瀬 勝秀	15番 松山 和登
16番 箕田 英紀	18番 横田 和彦		

4. 欠席委員(9人)

3番 上田 憲昭	5番 加藤 好隆	7番 木原 孝行	9番 橋本 正二
10番 橋本 洋資	12番 平尾 敏之	14番 福田 博之	17番 向井 泰治
19番 吉森 法和			

5. 議事日程

報告第9号 利用権の終了(農用地利用集積計画)

報告第10号 農地法第18条(通知)

報告第11号 農地法第3条の3(相続等による権利移動)

報告第12号 非農地証明願承認

報告第13号 農地転用(農業用施設)届出

議案第16号 農地法第3条

議案第17号 農地法第4条第1項

議案第18号 農地法第5条第1項

議案第19号 農用地利用集積計画

議案第20号 農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見

議案第21号 令和2年度農地パトロール(農地利用状況調査)実施要領

6. 農業委員会事務局職員

中廣事務局長 上岡係長 長谷川主任

7. 会議の概要

局長 只今から、令和2年度第4回三次市農業委員会総会を開会いたします。まず、箕田会長職務代理者から開会のごあいさつをお願いいたします。

(箕田会長職務代理者 あいさつ)

局長 それでは会議に入ります。本日は会長が欠席ですので、これからは、農業委員会等に関する法律第5条第5項及び三次市農業委員会総会会議規則第5条の規定により会長職務代理者が総会の進行を行います。よろしくお願ひします。

議長 それでは規定により、私が議長を務めさせていただきます。

本日の出席委員数をご報告いたします。只今の出席委員は10人であります。よって、総会は成立いたします。

本日の議事録署名者に、河本委員、寺重委員の両名を指名いたします。よろしくお

願いいたします。

それでは、令和2年度第4回三次市農業委員会総会を開会します。

議長 本日の日程について、事務局から説明を求めます。

局長 それでは、本日の議事日程についてご説明いたします。

報告案件が、報告第9号から報告第13号までの5件です。

議案が、議案第16号から議案第21号までの6議案です。慎重にご審議のうえ、ご承認いただきますよう、よろしくお願いいたします。

議長 議事日程に従い、報告第9号から報告第13号について事務局から順次説明を求めます。

局長 報告第9号「利用権の終了(農用地利用集積計画)」について4件ご報告いたします。

内容は、6月10日までに、利用権設定の解約の申出があったものです。

詳細については、議案書をご一読ください。

報告第10号「農地法第18条(通知)」について1件ご報告いたします。

内容は、6月10日までに、賃貸借について解約の通知があったものです。

詳細については、議案書をご一読ください。

報告第11号「農地法第3条の3(相続等による権利移動)」について5件ご報告いたします。

内容は、6月10日までに、相続等による所有権移転の届出があったものです。

詳細については、議案書をご一読ください。

報告12号「非農地証明願承認」について4件ご報告いたします。

申請番号5 非農地となった理由は、昭和54年の市道改良工事に伴い造成、雑種地化し現在に至っています。

申請番号6 非農地となった理由は、昭和56年頃先代が建物を建築、宅地化し現在に至っています。

申請番号7 非農地となった理由は、昭和63年から耕作放棄、山林化し現在に至っています。

申請番号8 非農地となった理由は、平成2年3月から耕作放棄、原野化し現在に至っています。

報告第13号「農地転用(農業用施設)届出」について1件ご報告いたします。

申請番号3 届出人が、●●●●さん、内容は、農機具庫の建築です。

報告については以上です。

議長 報告第9号から報告第13号を報告いたしました。

報告5件について、質問があればどうぞ。

(質疑なし)

議 長 議案第 16 号「農地法第 3 条」について事務局から、順次説明を求めます。

局 長 議案第 16 号「農地法第 3 条の規定による許可申請」について 5 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 14 譲受人が、●●●●さんで、経営面積は 2,064 m²です。

本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 譲渡人は高齢になられ広島市に住まわれているため、保有農地の整理がしたいと吉舎支所に相談があり、松浦推進委員が申請地を耕作されている譲受人に相談し話がまとまりました。譲受人の保有農地は全て耕作されており、農作業に従事する日数、機械の保有状況からみても、耕作に供される農地は全て利用されると見込まれます。申請農地の近隣に住まわれており、地域との調和も問題ありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 14 を決めます。

次に申請番号 15 の説明を求めます。

局 長 申請番号 15 譲受人が、●●●●さんで、経営面積は 1,609 m²です。

本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

6 番 申請者は親子です。高齢のため譲渡するものです。以前から申請地を親子で農業をされており効率的に利用されると見込まれます。農業経験もあり問題ないものと思われれます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 15 を決めます。

次に申請番号 16 の説明を求めます。

局 長 申請番号 16 譲受人が、●●●●さんで、経営面積は 18,956 m²です。

本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 3番 上田委員より、地元委員の意見を預かっていますので、読み上げます。

譲渡人と譲受人は親子関係です。今までは利用権設定で譲受人に貸していた農地でこの度利用権設定が終了したので、後継者に贈与するものです。農地は全て耕作されており問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 16 を決します。

次に申請番号 17 の説明を求めます。

局 長 申請番号 17 譲受人が、●●●●さんで、経営面積は 87,000 m²です。

本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 10番 橋本洋資委員より、地元委員の意見を預かっていますので、読み上げます。

譲受人は隣接地を耕作しており、利便性向上と規模拡大を図るものであり、周辺農地への農業上の利用に支障を生ずる恐れはありません。以上です。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 17 を決します。

次に申請番号 18 の説明を求めます。

局 長 申請番号 18 譲受人が、●●●●さんで、新規営農です。

本件は、別紙農地法第 3 条調査書のとおり、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 5番 加藤委員より、地元委員の意見を預かっていますので、読み上げます。

譲渡人は、20 年前頃から広島市に居住しており、今後農業経営が困難であることから、新規就農者の譲受人への譲り渡しに至りました。営農計画から農地は全て有効利用されるものと認められます。周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じません。以上です。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 18 を決めます。

議案第 16 号「農地法第 3 条」については、申請番号 14 から申請番号 18 までを異議なしと決めます。

議案第 17 号「農地法第 4 条第 1 項」について事務局から、順次説明を求めます。

局 長 議案第 17 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請」について 8 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

申請番号 6 申請人が、●●●●さん、申請内容は、墓地の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。墓地埋葬法許可見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 14 番 福田委員より、地元委員の意見を預かっていますので、読み上げます。

この農地は、県道青河・江田川之内線沿いにあり、山沿いです。面積は墓地としては広すぎると思われますが、駐車場を 3 区画設ける計画で、すでに桜の木等が植栽しており法面もかなりあり妥当と思われます。近隣農地への支障にはなりません。雨水は、東側の道路側溝に排水します。以上です。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 6 を決めます。

次に申請番号 7 の説明を求めます。

局 長 申請番号 7 申請人が、●●●●さん、申請内容は、宅地拡張です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 19 番 吉森委員より、地元委員の意見を預かっていますので、読み上げます。

申請地は、すでに宅地化され利用されています。このことにより周辺の環境、農地に悪影響を及ぼすことはないと思われられます。審議のほどよろしくお願いいたします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 7 を決めます。

次に申請番号 8 の説明を求めます。

局長 申請番号 8 申請人が、●●●●さん、申請内容は、墓地の整備です。

申請地は、県営ほ場整備事業 和知地区として、昭和 55 年度から平成 5 年度にかけて整備された第 1 種農地です。周辺はすべて第 1 種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請地を選定しました。

本件は、農地法施行規則第 33 条第 4 号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して配置されるもの」として、第 1 種農地の不許可の例外に該当します。農振農用地区域除外見込みです。墓地埋葬法許可見込みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

11 番 申請地は自宅のすぐ横です。申請者の墓地は、山中に 4ヶ所に分かれてあります。高齢で墓参が難しくなったため自宅近くに整備するものです。排水路も整備されており周辺への影響も問題ないものと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 8 は許可妥当として処理諮問いたします。
次に申請番号 9 の説明を求めます。

局長 申請番号 9 申請人が、●●●●さん、申請内容は、農家住宅の建築です。

申請地は、地区再編農業構造改善事業 塩野地区として、昭和 57 年度から昭和 60 年度にかけて整備された第 1 種農地です。周辺はすべて第 1 種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請地を選定しました。

本件は、農地法施行規則第 33 条第 4 号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して配置されるもの」として、第 1 種農地の不許可の例外に該当します。農振農用地区域除外見込みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

1 番 申請地の北側は自己所有の農地、南側に水路があります。現在、親と同居されていますが、手狭となり、住宅を建築するため申請されました。第 1 種農地なのですが、奥さんも農業従事者で、やむを得ないと判断しました。法面はそのまま利用され、特に問題がありませんので防除措置はされません。排水対策は問題ありません。残った農地は畑として利用されます。周辺農地への影響はありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 9 は許可妥当として処理諮問いたします。
次に申請番号 10 の説明を求めます。

局長 申請番号 10 申請人が、●●●●さん、申請内容は、駐車場の整備です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 17 番 向井委員より、地元委員の意見を預かっていますので、読み上げます。

現在の住居は、家族四人の自動車の駐車です。現在の状況であり、昨年、孫が社会人となって毎週末、自動車で帰宅するようになり、駐車スペースの確保が難しく路上駐車の状態にあり、駐車場の拡大が急務となっています。このため、水利条件が悪く長年保全管理状況にある隣接農地を転用し駐車場とするものです。なお、当該農地は現状のままの利用なので、雨水は通常地下浸透し異常洪水時には隣接の排水路に自然流下し、周辺土地への影響はありません。審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 10 を決めます。

申請番号 11 と申請番号 12 は関連がありますから、合わせて議案としたいと思ひます。事務局から一括して説明してください。

局長 申請番号 11 と申請番号 12 の申請人が、●●●●さんです。

申請番号 11 申請内容は、宅地拡張です。

申請番号 12 申請内容は、ゴミステーションの設置です。

本 2 件の申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

8 番 申請番号 11 は、申請者が隣接農地を転用しようと測量したところ、住宅を建築した際に隣接農地に宅地がはみ出していたものです。このことにより、近隣に影響をあたれるものではありません。このことについて、始末書が提出されています。

また、申請番号 12 は、申請者が隣接農地を転用しようと測量したところ、転用許可申請をしていないことが判明しました。地域の要請によりゴミステーションを設置されていたもので、近隣へ影響を与えるものではありません。このことについて、始末書が提出されています。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 11、申請番号 12 を決めます。

次に申請番号 13 の説明を求めます。

局長 申請番号 13 申請人が、●●●●さん、申請内容は、墓地の整備です。

申請地は、県営ほ場整備事業 敷名地区として、昭和 50 年度から昭和 60 年度にかけて整備された第 1 種農地です。周辺はすべて第 1 種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請地を選定しました。

本件は、農地法施行規則第 33 条第 4 号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して配置されるもの」として、第 1 種農地の不許可の例外に該当します。農振農用地区域除外見込みです。墓地埋葬法許可見込みです。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

18 番 申請人宅の墓地は、裏山中腹にあり、道も悪く、高齢になり墓参が困難になっていました。集合墓地でしたが、他の方は墓石を移設され、申請人宅のみとなっていました。住宅近隣で他に適地がなく、長らく作付けの少ない申請地をやむなく選定されました。審議のほどよろしくお願ひします。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

委員 (異議なし)

議長 異議なしと認め、申請番号 13 は許可妥当として処理諮問いたします。

議案第 17 号「農地法第 4 条第 1 項」について、申請番号 6, 申請番号 7, 及び申請番号 10 から申請番号 12 を異議なしと決し、申請番号 8, 申請番号 9, 及び申請番号 13 を許可妥当として処理諮問します。

議案第 18 号「農地法第 5 条第 1 項」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 18 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請」について 14 件、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願ひいたします。

申請番号 8 譲受人が、●●●●さん、申請内容は、自動車販売店及び整備工場の建築です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 3 番 上田委員より、地元委員の意見を預かっていますので、読み上げます。

申請地は、後継者死亡後、耕作放棄地で今後も耕作の可能性がない農地です。現在除草のみで管理してあり、農地の有効利用として以前から相談があった譲受人の●●●●さんに売買することとなりました。自動車販売店及び整備工場を建築されるものです。周辺農地への影響はありません。排水は油水分離槽を設置し対策します。そのほか問題ははありません。審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

議長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員 (全員挙手)

議 長 異議なしと認め、申請番号 8 を決めます。
次に申請番号 9 の説明を求めます。

局 長 申請番号 9 譲受人が、●●●●さん、申請内容は一般住宅の建築です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 9 番 橋本正二委員より、地元委員の意見を預かっていますので、読み上げます。
申請地は第 2 種農地で、用水の便利の悪い農地です。譲受人が実家の農業を継承するため、父である譲渡人の農地を譲り受けて住居を新築するものです。実家に近いため、本申請地を選定されました。排水対策に問題はありません。西側から南側、東側にかけてコンクリート壁を設けて周辺への土砂の流出を防がれます。建築により日照権等の、他の農地への支障はありません。地区の担い手として期待されています。審議のほどよろしくお願ひします。以上です。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 9 を決めます。
次に申請番号 10 の説明を求めます。

局 長 申請番号 10 譲受人が、●●●●さん、申請内容は、駐車場の整備です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 12 番 平尾委員より、地元委員の意見を預かっていますので、読み上げます。申請地は、20 数年前から耕作しておらず、草刈等の管理をされてきました。
隣地に住宅を保有する譲受人は、周辺に空地がなく、駐車場にする適当な敷地が見当たらず不便を強いられており、周辺農地に影響もないため、許可妥当と認められます。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 10 を決めます。
次に申請番号 14 の説明を求めます。

局 長 申請番号 14 譲受人が、株式会社●●●●、申請内容は、建売住宅の建築です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるこ

とから、第 2 種農地と判断されます。法定外公共物公用廃止許可見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 譲渡人は、農業経験もなく後継者もないため、農地の維持管理ができないということで、建売住宅 3 棟の建築計画を持つ譲受人と話がまとまり今回の申請となりました。周辺農地に悪影響を及ぼす恐れはありません。排水対策に問題はありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 14 を決めます。
次の申請番号 15 と 16 は関連がありますので、一括しての説明を求めます。

局 長 申請番号 15 と申請番号 16 の譲受人が、株式会社●●●●です。
申請番号 15 申請内容は、店舗敷地です。
申請番号 16 申請内容は、駐車場の整備です。
本 2 件の申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

8 番 申請番号 15 は、隣接地の転用申請にあたり測量したところ、店舗敷地がはみ出していることが判明したため、分筆をして転用申請されました。近隣への影響はありません。このことについて始末書が提出されています。
申請番号 16 は、駐車場として利用されます。申請地は宅地と市道に囲まれています。排水対策は問題ありません。近隣への影響はありません。審議のほどよろしくをお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 15 と 16 を決めます。
次に申請番号 17 の説明を求めます。

局 長 申請番号 17 譲受人が、●●●●有限公司、申請内容は資材置場及び駐車場の整備です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。農振農用地区域除外見込みです。宅地造成等規制法許可見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 申請地は、現在、譲受人が資材置場としている土地の隣接地になります。資材置場が手狭となったため、敷地の拡大、従業員用駐車場の整備をされます。このことによって周辺へ悪影響がでることはありません。排水対策は問題ありません。周辺農地への影響もありません。審議のほどよろしくお願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 17 は許可妥当として処理諮問いたします。
次に申請番号 18 の説明を求めます。

局 長 申請番号 18 譲受人が、●●●●株式会社、申請内容は宅地分譲です。
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。
以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 3 番 上田委員より、地元委員の意見を預かっていますので、読み上げます。
申請地は、●●●●株式会社が譲受け、宅地分譲されるものです。排水対策、周辺への影響は問題ありません。他の農地への影響もありません。審議のほどよろしく
お願いします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 18 を決めます。
次に申請番号 19 の説明を求めます。

局 長 申請番号 19 譲受人が、●●●●さん、申請内容は、宅地拡張です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であるこ
とから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 14 番 福田委員より、地元委員の意見を預かっていますので、読み上げます。
333 番 3 は、平成元年頃に譲渡人から譲り受けるため、分筆登記を行い、水路及び
宅地の工事を実施し宅地として利用し始め現在に至っています。333 番 4 は、宅地拡
張として譲り受け整地及び水路の付け替えを行い、2 筆を合わせて利用するものです。
申請地の東側、北側は農地と接しており、西側、南側は一体利用する宅地と接してい
ます。工事施行にあたっては、周辺地域に被害を及ぼさないよう注意して行われます。
以上です。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 19 を決めます。
次に申請番号 20 の説明を求めます。

局 長 恐れ入りますが、議案書の訂正をお願いします。
申請番号 20 の面積が、2,257 m²となっていますが、2,208 m²に訂正してください。
これは、申請者から、土地の現況と合わせるため、分筆により申請地を少しだけ縮小したい旨の申出があり、事業計画や周辺に影響はないものと認められるため、これを認め、申請地の面積を変更して議案としようとするものです。
申請番号 20 譲受人が、株式会社●●●●、申請内容は宅地分譲です。
申請地は、都市計画法の用途地域内にあることから、第 3 種農地と判断されます。
以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

事務局 3 番 上田委員より、地元委員の意見を預かっていますので、読み上げます。
申請地は、株式会社●●●●が譲受け、宅地分譲されるものです。排水対策、周辺への影響は問題ありません。他の農地への影響もありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。

11 番 もともと施設面積が 2,378 m²となっているが、申請面積との整合性はありますか。

事務局 今回の申請面積の修正は、申請農地にはみ出して花壇が設置されているため、転用計画に入っていない、部分を分筆されたもので、併用地と併せて転用面積の整合性はとれています。なお、分筆された部分については、今後、非農地証明等で整理されます。

議 長 異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 20 を決めます。
次に申請番号 21 の説明を求めます。

局 長 申請番号 21 譲受人が、●●●●さん、申請内容は、店舗併用住宅の建築です。
申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 譲受人は美容院を経営されており、店舗兼住宅を建築されます。排水対策は問題ありません。周辺へ悪影響をあたえることはありません。また、周辺農地への影響もあ

りません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 21 を決めます。

次に申請番号 22 の説明を求めます。

局 長 申請番号 22 譲受人が、●●●●さん、申請内容は、一般住宅の建築です。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第 2 種農地と判断されます。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

16 番 申請地は、先ほどの申請番号 21 の隣接地となります。この農地に一般住宅を建築されます。排水対策は問題ありません。周辺農地や周辺環境に悪影響を与えることはありません。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 異議なしと認め、申請番号 22 を決めます。

次に申請番号 23 の説明を求めます。

局 長 申請番号 23 譲受人が、●●●●さん、申請内容は、農家住宅の建築です。

申請地は、県営ほ場整備事業 和田地区として、昭和 51 年度から昭和 63 年度にかけて整備された第 1 種農地です。周辺はすべて第 1 種農地ばかりであり、他に適当な土地がないことから、やむなく申請地を選定しました。

本件は、農地法施行規則第 33 条第 4 号「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して配置されるもの」として、第 1 種農地の不許可の例外に該当します。農振農用地区域除外見込みです。以上です。

議 長 地元委員の意見はありませんか。

11 番 申請者は祖母と孫の関係です。譲受人は隣町に住まわれていますが、近くに住みたいということで、住宅を建築されます。排水対策は問題ありません。緩衝帯を設けられるなど周辺への配慮をされます。周辺農地への影響はないものと思われます。審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 これに対し異議はありませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 異議なしと認め、申請番号 23 は許可妥当として処理諮問いたします。
次に申請番号 2 の説明を求めます。

局長 申請番号 2 は引き続き保留とします。転用内容は、太陽光発電設備の設置ですが、地元説明会を開催されているようですが、正式な同意が得られていないためです。以上です。

議長 議案第 18 号「農地法第 5 条第 1 項」について、申請番号 8 から申請番号 16、申請番号 18 から申請番号 22 を異議なしと決し、申請番号 17 及び申請番号 23 を許可妥当として処理諮問します。また、申請番号 2 は保留とします。
議案第 19 号「農用地利用集積計画」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 19 号「農用地利用集積計画」について、ご説明申し上げます。
農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画を策定したいので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。
37 ページの農用地利用集積計画集計表をご覧ください。
農地中間管理権の取得を伴わない賃借権設定が、13 件で 38,072 ㎡、農地中間管理権の取得を伴う賃借権設定が、23 件で 91,343 ㎡、合計が、36 件で 129,415 ㎡です。
各申請については、17 ページから 36 ページに掲載しておりますので、ご一読をお願いします。以上です。

議長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 それでは、議案第 19 号「農用地利用集積計画」について、異議ございませんか。
異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数、異議なしと認めます。
議案第 19 号「農用地利用集積計画」について、承認することに決します。
議案第 20 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について事務局から説明を求めます。

局長 議案第 20 号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

本件は、農地中間管理機構を介して行われる農用地利用配分計画について、適当と認める旨回答しようとするものです。

配分計画の内訳につきましては、1 件目、甲奴町地区の担い手であり、株式会社●●●●に農地 61 筆、86,692 ㎡を転貸するものです。

2 件目、神杉地区等で作成されています、人・農地プランに基づき、担い手である、農事組合法人●●●●に、農地 126 筆、199,232.48 ㎡を農地中間管理機構を通じて転貸するものです。

3 件目、志和地地区で作成されています、人・農地プランに基づき、担い手である

農事組合法人●●●●に、農地4筆、5,124㎡を転貸するものです。説明は以上です。

議長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議長 それでは、議案第20号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第20号「農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用配分計画案に対する意見」について、承認することに決めます。

議案第21号「令和2年度農地パトロール（農地利用状況調査）実施要領」について事務局から説明を求めます。

局長 議案書の60ページが、誤って61ページと重なった内容となっています。恐れ入りますが、60ページを本日配布したものと差し替えますようお願いいたします。

議案第21号「令和2年度農地パトロール（農地利用状況調査）実施要領」について、ご説明申し上げますので、ご承認いただきますようよろしくお願いいたします。

事務局 本案は、農地法の規定に基づく、農地利用状況調査及び一連の遊休農地に関する措置について定めるもので、全国農業会議所が作成した実施要領を、本市の実情に合わせて一部修正したものです。

実施方法等については、主には昨年度までの手法を踏襲していますので、ご一読をお願いしたいと思います。

なお、法令等の改正に伴い新たにに取り組むこととなった事務がありますので、その主なものについてご説明します。

62ページをお開きください。

3行目の「ウ．農地法第6条の2により農業委員会が報告を受けた農地の利用状況の確認」ですが、これは、米印のとおり、農地所有適格法人以外が借り受けている農地について確認する義務が生じたものです。

同じく「エ．農地中間管理事業による利用権設定等農地の利用状況の確認」についても新たな義務となりました。

次に86ページをお開きください。

遊休農地について、面談が可能な場合の利用意向調査書の取り扱いを、昨年と若干変更したいと思っております。

今年度は、従来の調査票に加え、利用意向調査書を合わせて持参し、可能な限り「農地における利用の意向について」の回収を行うこととしたいと思っております。

これは、利用意向調査書について、直接説明により地権者等の理解を深めるとともに、課税強化等の根拠となる文書での回答を求めようとするものです。

なお、除草、耕起等を行う旨の回答があった場合は、後日その実施状況を確認していただきたく、除草等の実施が確認できれば、遊休農地から除外します。

面談が不可能な場合は事務局から意向調査書を発送します。

荒廃農地Bについては、非農地判断に向けて事務を進めます。
なお、農地パトロール等に係る具体的な手順等については、7月22日（水）に開催する研修会でご説明することとしています。説明は以上です。

議 長 質疑はありませんか。

(質疑なし)

議 長 それでは、議案第21号「令和2年度農地パトロール（農地利用状況調査）実施要領」について、異議ございませんか。異議なしと思われる方は挙手をお願いします。

全委員（全員挙手）

議 長 賛成多数、異議なしと認めます。

議案第21号「令和2年度農地パトロール（農地利用状況調査）実施要領」について、承認することに決めます。

以上で、本日の議案審議の全てが終了いたしました。

事務局から一般報告や協議事項等があればどうぞ。

(一般報告)

委員の皆様から何かございますか。

(質疑)

以上で、本日の総会の全てを終了いたします。

局 長 次回は、8月5日（水）午後1時30分から、三次市役所6階601会議室で総会を開催する予定です。以上で令和2年度第4回農業委員会総会を終了します。